

2020年度事業報告書

特定非営利活動法人 学遊

I 事業期間

2020年4月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

2020年度はコロナ感染拡大の影響で、学びの参加者が伸び悩み、遊びの企画が出来ない大変な状況でした。ただ、そんな中でも、不登校生徒の学習支援や高校生の学習支援に取り組む中で、財政基盤の強化を図ってきました。それでも財政的に厳しいのが現状です。

また、コロナの影響で地域活動が休止してしまいました。現在、ZOOMを活用して新しい社会のあり方を目指して頑張っていますが、人とのつながりを目標にした各教室のサロン授業が出来ず、尼崎の教室を閉めなくてはならない状況になりました。現在、生徒が残っているのと麻雀再開を願う声が大きかったので、小さいながらも園田教室を再開しています。今後も、コロナの影響で学遊の存続をかけた状況が続くと予想されます。今後は、学遊の良さを宣伝し、オンライン授業や教室授業の参加者の拡大に取り組むことや地域活動で人とのつながりを増やすことが課題です。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 学習支援教室運営事業

【内 容】	小学生から高校生の学習支援教室開催事業
【実施場所】	大阪府
【実施日時】	毎週月曜日から日曜日の午前9時から午後10時00分まで
【事業の参加人数】	小学生から高校生が延べ人数 1,388人
【収 入】	21,336,925円
【支 出】	25,890,972円

(2) 子どもの健全育成を図るイベント企画事業

【内 容】	幼児から中学生を対象としたイベント企画事業
【実施場所】	大阪府
【実施日時】	土曜日、日曜日
【事業の参加人数】	小・中学生が延べ 9人
【収 入】	0円
【支 出】	0円

(3) シニアサロンの運営事業

【内 容】	高齢者を対象とした健康マージャン教室
【実施場所】	大阪府や兵庫県
【実施日時】	毎週水曜日、土曜日
【事業の参加人数】	シニア世代が延べ 104人
【収 入】	80,921円
【支 出】	80,921円

- (3) 誰もが暮らしやすい地域社会を作るための暮らしに関する講演会、講座、イベント等の実施事業として

- ①社会教育の推進を図る講演会、講座、イベント等の実施事業
- ②まちづくりの推進を図る講演会、講座、イベント等の実施事業
- ③環境の保全を図る講演会、講座、イベント等の実施事業
- ④人権の擁護又は平和の推進を図る講演会、講座、イベント等の実施事業
- ⑤国際協力を図る講演会、講座、イベント等の開催事業
- ⑥男女共同参画社会の形成の促進を図る講演会、講座、イベント等の開催事業
- ⑦科学技術の振興を図る講演会、講座、イベント等の開催事業
- ⑧経済活動の活性化を図る講演会、講座、イベント等の開催事業
- ⑨ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する講演会、講座、イベント等の開催事業
- ⑩消費者の保護を図る講演会、講座、イベント等の開催事業
- ⑪行政問題や法律問題、税務問題、消費者問題等の何でも相談事業

を計画しましたが、コロナの影響で全てのサロン活動が中止になっています。

IV 社員総会の開催状況

① 通常総会（第8回総会）

(日 時) 2020年6月26日 午後2時30分から3時まで

(場 所) 豊中市少路2丁目3番31号 203号

学遊会議室

(社員総数) 11名

(出席者数) 11名

(内 容) 通常総会（第8回総会）を開催し、以下の議案について審議しました。審議の結果、全員一致で可決承認されました。

- (1) 第1号議案 2019年度事業報告について
- (2) 第2号議案 2019年度決算報告について
- (3) 第3号議案 2020年度事業計画案について
- (4) 第4号議案 2020年度活動予算案について
- (5) 第5号議案 2020年度役員改選について

V 理事会の開催状況

① 第17回理事会

(日 時) 2020年6月2日 午後2時30分から2時50分まで

(場 所) 豊中市少路2丁目3番31号 203号 学遊会議室

(出席者数) 理事6名のうち4名出席

(内 容) 第17回理事会を開催し、以下の議案について審議しました。審議の結果、全員一致で可決承認されました。

- (1) 第1号議案 総会開催について
- (2) 第2号議案 2019年度事業報告書提出について

- (3) 第3号議案 2019年度活動計算書提出について
- (4) 第4号議案 2019年度貸借対照表提出について
- (5) 第5号議案 2019年度財産目録提出について
- (6) 第6号議案 2020年度次期役員について
- (7) 第7号議案 2020年度事業計画書について
- (8) 第8号議案 2020年度活動予算案について

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 学遊

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12,000		
賛助会員受取会費	50,000	62,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	30,000	30,000	
3. 事業収益			
学習支援事業収益	21,336,925		
子供クラブ事業収益	0		
シニアサロン事業収益	80,921	21,417,846	
経常収益計			21,509,846
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,067,666		
雑給	3,608,394		
役員報酬	1,440,000		
賞与	0		
法定福利費	1,069,796		
福利厚生費	29,700		
人件費計	12,215,556		
(2) その他経費			
荷造運賃	0		
テキスト代	529,842		
広告宣伝費	362,406		
会議費	0		
旅費交通費	260,545		
通信費	1,366,282		
消耗品費	112,801		
子供クラブ	0		
シニアサロン	0		
事務用品費	801,774		
修繕費	127,200		
水道光熱費	886,946		
新聞図書費	0		
諸会費	60,000		
支払手数料	1,144,502		
地代家賃	6,140,972		
リース料	1,345,920		
保険料	204,080		
租税公課	87,000		
減価償却費	65,515		
燃料費	179,631		
その他経費計	13,675,416	25,890,972	
事業費計			25,890,972
経常費用計			
当期経常増減			-4,381,126
III 経常外収益			
1. 受取利息	5		
2. 雑収入	1,800,241		
3. 家賃収入	1,580,200	3,380,446	
経常外収益計			-1,000,680
IV 経常外費用			
1. 雑損失	22,111		
経常外費用計		22,111	-1,022,791
固定資産除却損	73,531		
法人税等			
当期正味財産増減額			-1,096,322
前期繰越正味財産額			-16,672,120
次期繰越正味財産額			-17,768,442

2020年度 貸借対照表

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人 学遊
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	1,160,788	
未収金	195,000	
貯蔵品		
売掛金	1	
流動資産合計		1,355,789
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	1	
工具器具備品	112,990	
有形固定資産計	112,991	
(2) 投資その他の資産		
敷金	485,000	
投資その他の資産計	485,000	
固定資産合計		597,991
資産合計		1,953,780
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	14,953,698	
未払金	2,125,664	
未払法人税等	80,000	
未払消費税等	365,100	
前受金	2,129,645	
預り金	68,115	
仮受金	0	
流動負債合計		19,722,222
負債合計		19,722,222
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		-16,672,120
当期正味財産増減額		-1,096,322
正味財産合計		-17,768,442
負債及び正味財産合計		1,953,780

2020 年度 財産目録

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 学遊
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	1,160,788	
未収金	195,000	
貯蔵品	0	
売掛金	1	
流動資産合計		1,355,789
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	1	
工具器具備品	112,990	
有形固定資産計	112,991	
(3) 投資その他の資産		
敷金	485,000	
投資その他の資産計	485,000	
固定資産合計		597,991
資産合計		1,953,780
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	14,953,698	
未払金	2,125,664	
未払法人税等	80,000	
未払消費税等	365,100	
前受金	2,129,645	
預り金	68,115	
仮受金	0	
流動負債合計		19,722,222
負債合計		19,722,222
正味財産		-17,768,442

計算書類の注記

特定非営利活動法人 学遊

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010 年7月20 日 2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。